

介護保険事業所にかかる個人情報のホームページへの誤掲載について

1 概要

介護事業所についての情報を神奈川県が運用する「介護情報サービスかながわ」サイトで公表していますが、「法人住所欄」に本来掲載すべきでない介護保険指定申請者の個人住所を掲載していました。

神奈川県の記事発表「高齢福祉課が運用するホームページへの個人情報の誤掲載について（令和2年7月9日）」を受け、本市においても該当事案があることが判明しました。

2 掲載状況

平成30年度から掲載 1件

令和元年度から掲載 30件

令和2年度から掲載 19件

計 50件

3 原因

介護事業所の指定は、原則、法人であることが条件です。そのため、申請書の申請者情報を法人情報欄に職員がシステム入力し、その情報が「介護情報サービスかながわ」サイトの「法人住所欄」に掲載される運用を行っています。

ただし例外的に、申請者情報に事業主の個人住所が記載されている場合として、「みなし指定」※の取扱いがあります。その場合は、法人情報欄へ入力の際、サイトに掲載すべきでない個人情報が含まれていないか確認する必要がありましたが、本事案では通常通りの運用でシステム入力を行っていました。そのため、個人事業主が運営している事業所の申請者住所（自宅等の個人住所）をサイトに掲載してしまったものです。

システム入力・サイト掲載に係るマニュアル及びチェック体制が十分でなかったことも一因です。

※みなし指定

- ・クリニックや薬局等の保険医療機関等において、特段の申し出がない場合、訪問看護や居宅療養管理指導等の介護サービス事業所として指定があったものとみなすことができる規定。
- ・本市においては、意向確認を行い参入する意思を示す申出書を提出いただいた場合のみ、みなし指定を行っている。
- ・保険医療機関等においては、法人ではなく個人が事業主として運営している場合があり、その場合、申請書の申請者（開設者）情報は個人の情報が記載される場合がある。

4 対応

ホームページの該当箇所については、運用元へ依頼をおこない、7月14日（火）10時に全てが削除されたことを確認しています。また、該当する全ての事業主の方には、経過や対応状況を説明するとともに、謝罪を行っています。

今後は、申請者が個人事業主の場合におけるシステム入力及びサイト掲載に係るマニュアルを見直し、複数の担当で確認を行うなど、再発防止の徹底を図ります。

お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 川原 博 Tel 045-671-4251